

学校いじめ防止基本方針

兵庫県立東灘高等学校

1 本校の教育方針

本校は、「君の『夢』サポートします」を学校経営方針として、「夢」や「志」を抱き、心身ともに健康で、自律性・社会性を身に付けた生徒を育てることを目指している。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な方向

本校は、兵庫第一学区（神戸市・芦屋市・淡路）に属す。比較的労働者人口の多い臨海地域、神戸東部第4工区食品工業団地内に位置し、食品製造工場に隣接している。

本校卒業生、地域の方々、過去本校に勤務された職員の方々の努力により、現在の生徒指導は心のサポートに力を入れるようになり、並行して進路指導を重視するようになった。心豊かな生徒育成のため、兵庫型体験教育「東灘高校版」として、東日本や熊本大震災に係る高校生ボランティア活動、地元関係機関と連携した体験活動を充実させるなどの教育活動に取り組んでいる。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止とその対応を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

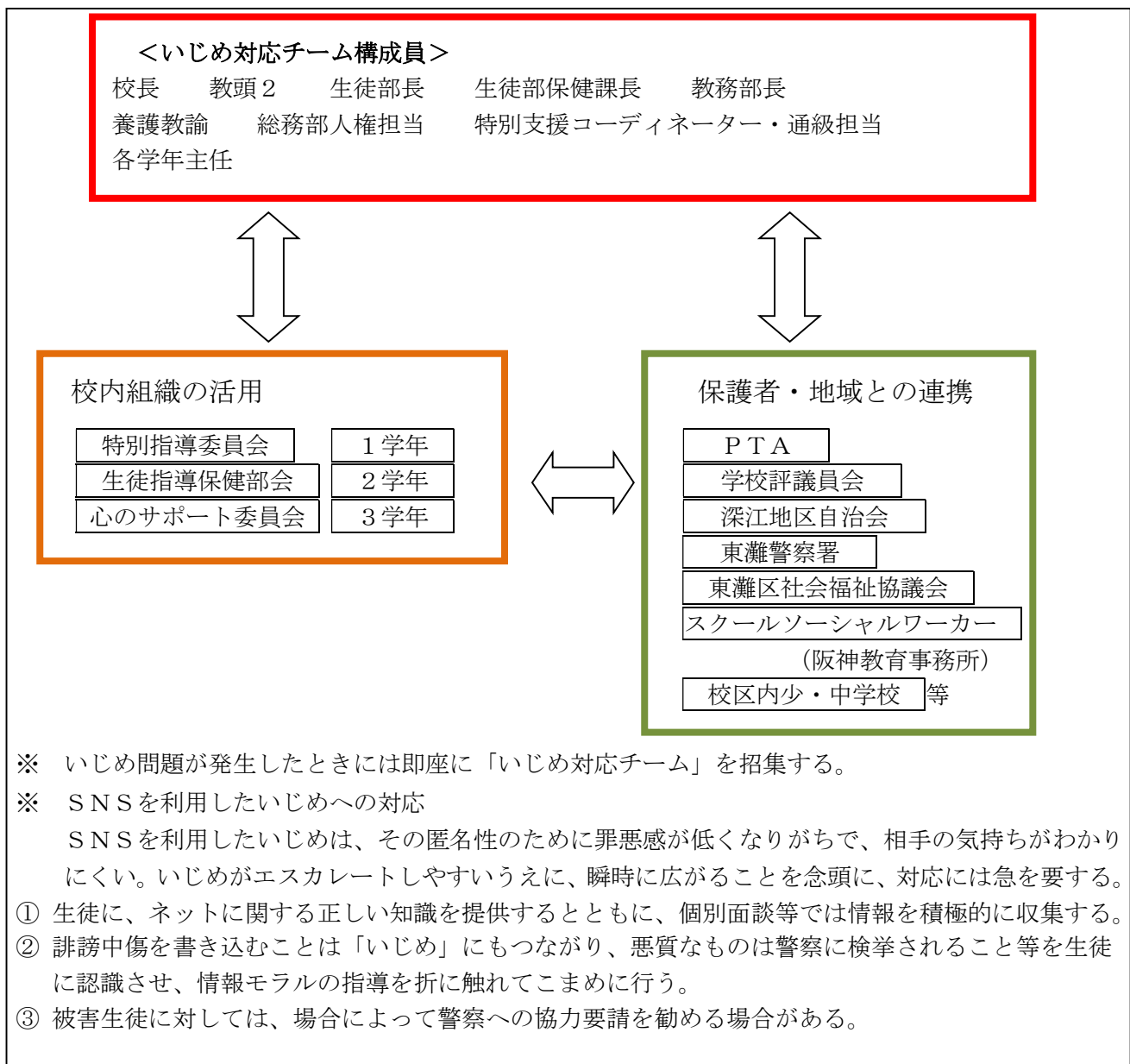
（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を中心とした全職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

〈校内指導体制及び関係機関〉

- ①職員、生徒が「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志をもち、東灘高等学校全体で組織的な取り組みを行う。
- ②いじめ防止の基本的施策として、人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動・特別指導を通じて、他者を思いやる生徒の育成を行う。
- ③いじめを発見しやすい形のアンケートを定期的に行うことで、些細なことにも気付き（早期発見）、生徒が相談しやすい形を作っておく（寄り添う）とともに、いじめの抑止となるよう工夫する。
- ④いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、設置している「いじめ対応チーム」の機動性および実効性を活用する。
- ⑤特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を行い、東灘高等学校全体としていじめの「未然防止」「早期発見」「事案対処」につとめる。
- ⑥命に関わる重い問題であることを認識し、生徒からの相談や訴えに正面から向き合い、被害生徒を守り通すために日常業務において、最優先事項として位置づける。
- ⑦いじめを受けた生徒の状況だけで判断せず、一般的・客観的な感覚から「そのような行為をされれば当然苦痛を感じるであろう」とする場合も、いじめの要件を満たすと判断する。
- ⑧生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。PDCAサイクルを用い、より効果的な手法を模索し続けるものとする。

いじめ対応チーム（心のサポートシステム委員会に設置する）の構成と対応図



(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

《年間指導計画》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	①職員研修会(生徒理解と本校の生徒指導) ②心のサポート委員会	①心のサポート委員会	①心のサポート委員会 ②第1回学校評議委員会	①心のサポート委員会	①職員研修(カウンセリングマインド) ②職員研修(人権について) ③職員研修(通級について)	①心のサポート委員会
未然防止への取り組み	①1年生スーパーオリエンテーション(春) ②生徒部長講話	いじめ未然防止プログラムを活用した授業	サイバー犯罪防止講演会	生徒部長講話	学年登校日における学年主任講話	①1年生スーパーオリエンテーション(秋) ②生徒部長講話
早期発見への取り組み	①中学校訪問による情報収集 ②面談週間 ③教育相談	①学校実態調査(兵庫県版ストレスチェックツール、いじめアンケートの要素を含む) ②教育相談 ③面談週間	①職員会議で学校実態調査の報告 ②教育相談	①個別面談(保護者を含む) ②教育相談		①教育相談 ②面談週間

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	①心のサポート委員会	①第2回学校評議委員会 ②心のサポート委員会	①心のサポート委員会	職員研修（通級について）		
未然防止への取り組み	いじめ未然防止プログラムを活用した授業		生徒部長講話	生徒部長講話		生徒部長講話
早期発見への取り組み	①学校実態調査（兵庫県版ストレスチェックツール、いじめアンケートの要素を含む） ②教育相談	①職員会議で学校実態調査の報告 ②教育相談	教育相談	教育相談	教育相談	①学校実態調査（兵庫県版ストレスチェックツール、いじめアンケートの要素を含む） ②職員会議で学校実態調査の報告 ③教育相談

※ 職員研修会では、本冊「いじめ防止マニュアル」を使用する。

※ 「いじめアンケート」は、原則として学期に1回実施するが、事案発生時にはその限りではない。

※ 事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議を開いた後、職員全員で情報の共有を図る。

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを以下のように定める。

《チェックリスト》

<教室>

- ① 朝、机が曲がっている
- ② 掲示物が破れていたり、机に落書きがあつたりする。
- ③ 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- ④ 他の生徒の机と机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている。

<集団>

- ① グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- ② 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- ③ 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- ④ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- ⑤ クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。
- ⑥ 授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。

<いじめられている生徒>

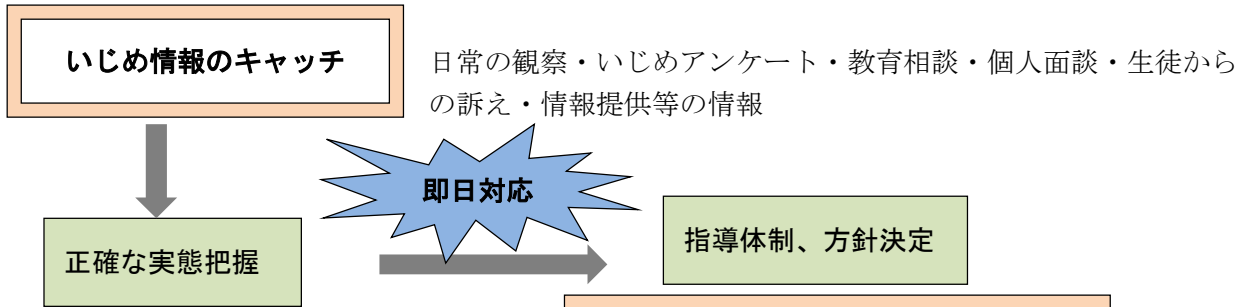
- ① わざとらしくはしゃぐことが多く、にやにやしている。
- ② 一人でいることが多い。
- ③ 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- ④ 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ⑤ 他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- ⑥ いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- ⑦ 班決めで孤立する。
- ⑧ 教職員の近くにいたがり、話しかけたまま離れようとしめない。
- ⑨ 持ち物や机、公共の場に（中傷する）落書きをされる。
- ⑩ 靴箱のくつ（体育館シューズ等）を違う靴箱に入れられたり、隠されたりする。
- ⑪ 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- ⑫ 弁当を無断で食べられたり、捨てられたりする。
- ⑬ 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- ⑭ ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっていたりする。
- ⑮ 服にクツ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
- ⑯ 学習意欲が減退し、忘れ物が増えたり、理由もなく成績が下がったりする。
- ⑰ 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- ⑱ 部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
- ⑲ 他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
- ⑳ 手足に傷やあざがあつたり、ケガをしたりすることが多く、状況と本人の言質とが一致しない。

<いじめている生徒>

- ① 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。
- ② 家や学校で悪者扱いをされていると思っており、教職員の指導を素直に受けない。
- ③ グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- ④ 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- ⑤ 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。



①報告の流れ

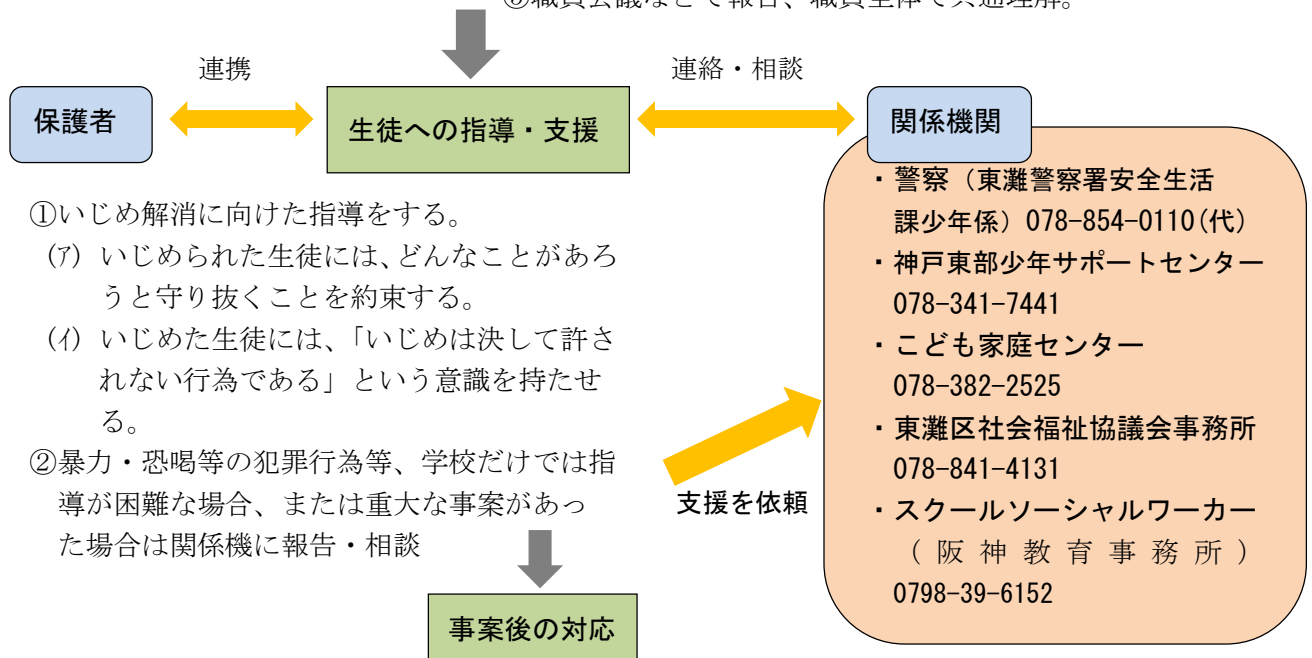
- 情報を得た教職員
 →当該生徒の担任・学年主任等
 →教頭・生徒指導保健部長
 →校長
 →県教育委員会

②保護者へは、事実確認をした後、連絡する。(その後は適宜連絡)

いじめ対応チームの招集・指揮（校長）

<いじめ対応チームで緊急対策会議の開催>

- ①情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で情報共有。
- ②事案の状況から、調査方針、方法及びメンバー、分担を決定。
- ③2名以上の教員で当該生徒に対して、事情確認、事実関係を把握し、いじめ対応チームへ報告。
- ④報告を受けた後、いじめ対応チームは、会議で対応・指導方針を決定し、指導体制を編成。事案当該生徒の担任・学年主任・部活動顧問・学年生徒指導係を中心に、養護教諭、スクールカウンセラー、外部専門機関に依頼し、臨機応変に対応。
- ⑤職員会議などで報告、職員全体で共通理解。



- ①いじめ解消に向けた指導をする。
 - (ア) いじめられた生徒には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。
 - (イ) いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ②暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機に報告・相談

- 関係機関**
- ・警察（東灘警察署安全生活課少年係）078-854-0110(代)
 - ・神戸東部少年サポートセンター 078-341-7441
 - ・こども家庭センター 078-382-2525
 - ・東灘区社会福祉協議会事務所 078-841-4131
 - ・スクールソーシャルワーカー（阪神教育事務所）0798-39-6152

- ①いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。

※重大事態に際しては、後述の通りとする。

4 重大事態

(1) 重大事態とは

重大事態とは「生命、心身又は財産に重大な被害」にかかわるものであり、たとえば「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などである。

「精神性の疾患を発症した場合」の具体例は、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

(2) 重大事態への対応

- ①校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会や警察等の関係機関に報告する。事案によっては、県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。
- ②重大事態発生の対処に際して、学校設置者（兵庫県）又は学校は、学校の下に別組織（専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司経験者、人権擁護委員等による組織）を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、被害生徒および保護者に対し、調査に係わる事実関係、その他の情報を適切に提供する。
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めている。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

平成25年11月策定

令和元年8月改訂

令和3年4月改訂

令和4年4月改訂

令和5年4月改訂

令和6年4月改訂

令和7年3月改訂

令和8年4月改訂